

4 指定基準の概要（人員基準及び設備基準）

○自立訓練（機能訓練）

人員基準	従業者	看護職員	・ 1人以上（1人以上は常勤）
		理学療法士又は作業療法士	・ 1人以上
		生活支援員	・ 1人以上（1人以上は常勤）
		※看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、常勤換算で、利用者数を6で除した数以上	
		サービス管理責任者	・ 利用者数が60人以下：1人以上 ・ 利用者数が61人以上：1人に、利用者数が60人を超えて40又はその端数を増やすごとに1人を加えて得た数以上
		※訪問によるサービスの提供の場合は、上記に加えて、訪問によるサービスを提供する生活支援員を1人以上置くこと	
	管理者	・ 原則として管理業務に従事するもの（管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）	
設備基準	訓練・作業室	・ 訓練又は作業に支障がない広さを有し、必要な機械器具等を備えること	
	相談室	・ 間仕切り等を設けること	
	洗面所・便所	・ 利用者の特性に応じたものであること	
	多目的室その他運営に必要な設備		